

議題 2

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

天理市地域公共交通活性化協議会規約別表（第4条関係）に規定する協議会委員について、次のとおり変更となることに伴い、規約の一部改正が必要となります。

○天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

天理市地域公共交通活性化協議会規約別表（第4条関係）中、法第6条第2項第2号の委員である「西日本旅客鉄道(株)近畿統括部大阪支社総務企画課長」を「西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部大阪支社総務企画課担当課長奈良担当室長」に改める。

※委員の所属団体である西日本旅客鉄道(株)における担当業務の見直しのため

天理市地域公共交通活性化協議会規約（案）

平成20年3月27日制定
平成20年4月28日一部改正
平成20年10月10日一部改正
平成22年1月19日一部改正
平成22年11月26日一部改正
平成23年3月23日一部改正
平成23年6月27日一部改正
平成23年11月28日一部改正
平成25年8月27日一部改正
平成26年11月5日一部改正
平成27年3月26日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月19日一部改正
令和2年3月30日一部改正
令和2年7月22日一部改正
令和4年3月 日一部改正

（設置）

第1条 天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規程に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、奈良県天理市川原城町605番地天理市役所庁舎内に置く。

（協議事項等）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、天理市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 会長が当事者双方の代理人となる契約等については、副会長が会長の職務を代理する。

(監事及び監査)

第8条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、出席議員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、天理市市長公室総合政策課に置く。

- 3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第 14 条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(規約の変更)

第 16 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月 日から施行する。

天理市地域公共交通活性化協議会委員

区 分	委 員	分 野
法第6条第2項 第1号の委員	天理市長	天理市
法第6条第2項 第2号の委員	奈良交通(株)取締役乗合事業部長	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
	一般社団法人奈良県タクシー協会天理部会代表	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表
	西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部大阪支社総務企画課 担当課長奈良担当室長	鉄道事業者
	近畿日本鉄道(株)天理駅長	鉄道事業者
	公益社団法人奈良県バス協会専務理事	一般乗合旅客自動車運送事業者の団体
	一般社団法人奈良県タクシー協会専務理事	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の団体
	奈良国道事務所副所長	道路管理者(国道)
	奈良土木事務所長	道路管理者(国道及び県道)
	天理市建設部長	道路管理者(市道)
法第6条第2項 第3号の委員	天理警察署長	公安委員会(警察)
	天理市議会議員	利用者(市議会代表)
	天理市区長連合会理事	利用者(市民代表)
	天理市長寿会連合会長	利用者(市民代表)
	近畿運輸局奈良運輸支局長	天理市が必要と認める者 (国土交通省)
	奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課長	天理市が必要と認める者 (奈良県)
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会事務局長	天理市が必要と認める者(一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体)
	天理市市長公室長	天理市が必要と認める者
	天理市健康福祉部長	天理市が必要と認める者